



2022年3月1日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役員
コーポレートコミュニケーション部長
石山 一可
Tel 03-3457-2095

株主提案の一部撤回に対する同意のお知らせ

当社は、2022年2月22日付「株主提案の一部撤回に関する書面受領のお知らせ」にて、2022年3月24日に開催します臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）における付議議案について、株主提案である「第2号議案 定款一部変更の件」（以下「第2号議案」）及び「第3号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の件」のうち、第2号議案について、3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND様（以下「提案株主様」）から2022年2月21日付で撤回する旨の書面を受領した旨をお知らせしました。

当社取締役会は、上記の書面の受領を受け、第2号議案の取扱いについて検討してまいりましたが、2022年2月14日付「臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」の「4. 株主提案（第2号議案及び第3号議案）に対する当社取締役会の意見」に記載のとおり、当社取締役会は第2号議案に反対であり、提案株主様が自ら撤回した以上、第2号議案を本臨時株主総会に付議する理由はないため、第2号議案の撤回に同意をし、本臨時株主総会に第2号議案を付議しないことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

本臨時株主総会の詳細につきましては、3月初旬に当社ウェブサイトに掲載し、株主様への発送を予定しております「臨時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

また、補足説明は別紙のとおりですので、併せてご参照ください。

記

1. 提案株主
3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND
2. 提案株主様から撤回の申出があり、当社取締役会が撤回に同意した株主提案
第2号議案 定款一部変更の件

なお、会社提案「第1号議案 戦略的再編の検討を進めることに関する株主の皆様のご意見確認の件」及び株主提案「第3号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の

件」につきましては、変更なく本臨時株主総会の付議議案となります。また、当社取締役会は、株主提案である第3号議案については、2022年2月14日付「臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」に記載の当社取締役会の意見と変わらず、引き続き反対であります。

以上

補足説明

当社は、2022年2月22日付「株主提案の一部撤回に関する書面受領のお知らせ」にてお知らせしたとおり、2022年3月24日に開催する当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）について、3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND（以下「提案者」といいます。）から、2022年2月21日付で、提案者の株主提案により本臨時株主総会に付議されることが予定されていた「第2号議案 定款一部変更の件」（以下「第2号議案」といいます。）及び「第3号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の件」（以下「第3号議案」といいます。）のうち、第2号議案を撤回する旨の書面を受領いたしました。

当社取締役会は、上記の書面の受領を受け、第2号議案の取扱いについて検討してまいりましたが、2022年2月14日付「臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」（以下「本件プレスリリース」といいます。）の「4. 株主提案（第2号議案及び第3号議案）に対する当社取締役会の意見」に記載のとおり、当社取締役会は第2号議案に反対であり、提案者が自ら撤回した以上、第2号議案を本臨時株主総会に付議する理由はないため、第2号議案の撤回に同意をし、本臨時株主総会に第2号議案を付議しないことを決定いたしました。

なお、当社取締役会は、第2号議案の撤回に同意をするものの、この同意は、本件プレスリリースの「4. 株主提案（第2号議案及び第3号議案）に対する当社取締役会の意見」の「(2) SRCの検討経緯等に関する提案者による批判への反論」及び臨時株主総会招集ご通知（以下「招集通知」といいます。）の「第2号議案及び第3号議案に対する取締役会の反対意見」の「2. SRCの検討経緯等に関する提案者による批判への反論」に記載した反論を撤回することを意味するものではありません。提案者は、撤回した第2号議案の「提案の理由」において、当社の戦略委員会（以下「SRC」といいます。）の検討経緯等を批判しているものの、提案者によるSRCの検討経緯等に対する批判は、SRC及び取締役会における戦略の再検討を求める第3号議案を提案する前提にもなっていると考えられ、提案者が第3号議案を撤回していない以上、提案者がSRCの検討経緯等の批判も取り下げたものではないと考えております。また、当社取締役会は、提案者による当該批判が第2号議案及び第3号議案双方の前提となっているとの認識の下、本件プレスリリースの「4. 株主提案（第2号議案及び第3号議案）に対する当社取締役会の意見」の「(2) SRCの検討経緯等に関する提案者による批判への反論」及び招集通知の「第2号議案及び第3号議案に対する取締役会の反対意見」の「2. SRCの検討経緯等に関する提案者による批判への反論」において、当該批判への反論を、第2号議案に対する意見とは区別して、第3号議案を含む提案者の株主提案全体に対する反論として記載しております。したがって、当社取締役会といたしましては、本臨時株主総会に第2号議案を付議しないものの、SRCの検討経緯等にかかる当該反論は維持しております。

株主の皆様におかれましては、当該反論も十分にご検討いただいた上で、第1号議案に賛成、第3号議案に反対の議決権行使をしていただきますようお願いいたします。

以上